

法改正に伴う市の対応について

③支援法人制度

- ・ 特定非営利活動法人等を空家等管理活用支援法人として指定できる。
【法第 23 条】
- ・ 支援法人は、法において以下の業務を行うものとされている。【法第 24 条】
※一部の業務のみ実施するものも指定の対象にすることができる。

- (1)空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する必要な援助
- (2)委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認等の必要な事業又は事務
- (3)委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- (4)空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5)空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (6)その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務



支援法人は、業務の遂行のため必要がある場合等において、以下の請求等を市町村に対して行うことができる。

- ・ 空家等の所有者等に関する情報の提供の請求【法第 26 条第 2 項】
- ・ 空家等対策計画の作成・変更の提案【法第 27 条第 1 項】
- ・ 裁判所に対する財産管理人等の選任請求の要請【法第 28 条第 1 項】

●現状

- ・ NPO 法人岐阜空き家・相続共生ネットと協定締結
- ・ 日常通報案件は職員で対応

●今後の対応

- ・ 当面は現体制で対応する

空家等管理活用支援法人の指定

令和5年6月14日に改正法が公布され、同年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）において、新たに空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」といいます。）に係る制度が創設されました。

本市では、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定は行わないこととします。

お問い合わせ先

生活安全課

電話:058-392-1163 ファックス:058-391-2100

電話番号のかけ間違いにご注意ください!



[お問い合わせフォーム](#)

